

令和7年7月

地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出の
あった交付税の算定方法に関する意見の処理方針

都道府県分

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[総括]

[総括的事項]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
1	(省)	継続	東京都	大都市特有の財政需要の反映	基準財政需要額の算定に当たっては、大都市に特有の財政需要を適時適切に反映されたい。	一部採用する。 大都市特有の財政需要については、これまでも、社会保障関係経費や防災対策の強化に係る経費などについては、「人口」を測定単位として算定されている。他、道路交通量の多さを指標とした道路に関する需要額の割増しなどを行い、大都市圏における財政需要についても適切に反映している。 さらに、令和7年度算定においても、近年大幅に増加している社会保障関係経費などについて、実態を踏まえ、密度補正等を講じて適切に算定している。 また、普通態容補正における各市町村の都市化の度合を示す評点は、1,000点満点で示しているものであるが、当該評点に対応した各費目の個別係数の設定においては、決算の状況などを踏まえた上で、引き続き適切に設定してまいりたい。 なお、土地単価の高さについては、平成15年度における留保財源率の引上げに際して、その見合い分として留保財源の多い財政力の高い都市部にかかる需要額を削減したところであり、その他の土木費における土地価格比率による割増部分を廃止したものである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[総括]

[総括的事項]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
2	（省）	継続	神奈川県	都市部の財政需要の適切な把握と過度な財源調整（段階補正）の見直し	都市部の財政需要を適切に反映し、段階補正については、総合的なバランスを考慮し、過度な割落率を見直されたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 人口一人当たり経費は、一般的に人口が多い団体ほど割安に、人口が少ない団体ほど割高になることから、このような事情を適切に算定に反映することが必要と考えており、今後とも、引き続き、財政需要の状況等を踏まえながら適切な係数の設定に努めてまいる。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[警察費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
3	（省）	継続	大阪府	警察官数段階別における事務職員数の見直し	警察官数段階別における事務職員数は、警察官数が多くなるほど割落としされるという段階補正が設定されているところ、警察官数が20,000人の区分の補正係数のみ、他の区分から推計される補正係数から外れて低く設定されている。行政規模（警察官数）に応じて適切に補正係数を見直されたい。	一部採用する。 警察官数段階別の事務職員配置数については、地方団体における職員数等の実態を勘案し設定を行っているところであり、引き続き適切な措置に努めてまい

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[道路橋りょう費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
4	(省)	継続	北海道	道路橋りょう費（延長）における割落率による不均衡の是正	道路事業（投資）においては、本道よりも地方負担額が低い団体が複数あるにもかかわらず、本道が特例的に割落とされる算定となっているため、北海道の割落率を廃止し、不均衡を是正すること。	以下の理由により採用しない。 北海道に適用される割落率は、国庫補助負担金の割合が高率であることから、地方負担割合が北海道以外の地域に比べて低いことを反映させるものである。 割落率は、毎年度、道路事業における決算の動向を踏まえ、直近の国庫補助負担率等に基づき係数を設定しているもの。
5	(省)	新規	山梨県	密度補正係数算出方法の見直し	密度補正係数の算出の基礎とされている「全国道路・街路交通情勢調査」について、令和6年度算定から令和3年度の調査結果が使用されているが、本調査結果については全国的な交通量の減少が見られるため、このようなコロナ禍の影響を受けた調査結果を使用して算定を行うことは適当ではないのではないか。	以下の理由により採用しない。 密度補正の基礎となる交通量は、令和3年度における全国道路・街路交通情勢調査を用いているが、本調査については令和2年度に新型コロナウイルスの影響を踏まえ調査が延期されたうえで実施されたものであるとともに、全国道路交通の現況を調査した最新の公的統計であり、代替できる性質のものではないため、引き続き本調査を用いる。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[道路橋りょう費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
6	(省)	継続	奈良県	道路橋りょう費（延長）における投資補正係数の設定方法の見直し	道路整備の遅れた団体において、未整備区間の整備が促進されるよう、投資補正における「未整備延長区間比率」に係るウェイトを引き上げられたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 投資補正における各指標のウェイトに関しては、平成21年度において見直しを行ったところであるが、今後も引き続き検討してまいる。
7	(省)	継続	沖縄県	道路橋りょう費（延長）の投資補正係数の算定における割落としの廃止	道路橋りょう費の算定において、投資補正係数の割落としを廃止していただきたい。	以下の理由により採用しない。 沖縄県に適用される割落率は、国庫補助負担金の割合が高率であることから、地方負担割合が沖縄県以外の地域に比べて低いことを反映させるものである。 割落率は、毎年度、道路事業における決算の動向を踏まえ、直近の国庫補助負担率等に基づき係数を設定しているもの。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[その他の土木費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
8	（省）	継続	長崎県 宮崎県 鹿児島県	「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づく基礎調査に係る地方負担額の適切な反映	盛土規制法に基づく基礎調査にかかる地方負担額について、実態に即した措置となるよう調査箇所数の多寡による補正係数を新設すること。	以下の理由により採用しない。 盛土に係る経費については、令和5年度以降、地方負担額の増加を踏まえ適切な単位費用措置を講じている。 また、新たな補正係数の新設については、算定の簡素化の観点も踏まえつつ、慎重に対応する必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[高等学校費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
9	(省)	継続	岩手県 島根県 高知県 鹿児島県	小規模高等学校のかかり増し経費の適切な反映について	中山間地域や離島地域の高等学校においては、小規模校が多く、生徒一人あたりの運営費用が相対的に高くなっていることから、当該地域における小規模高等学校の運営を維持するために新たに補正係数を設けるなど、所要の措置を講ずること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 現在、生徒数の減少を受けて、小規模高等学校の再編等が行われている一方で、地方創生の観点などから、小規模高等学校が維持されている地域もある。 こうした状況や文部科学省からの意見を十分に踏まえつつ、小規模高等学校において生じる経費等の実態把握に努め、措置の必要性について引き続き検討を行う。
10	(省)	継続	福島県	東日本大震災に係る教育関係費の特例率の適用の継続	東日本大震災に伴い「福島県」に対し適用された、高等学校費（生徒数）における特例措置を、令和7年度以降も継続すること。	採用する。 福島県において、生徒数が全国平均の減少率より減少していることから、令和7年度も特例措置を継続することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[特別支援学校費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
11	（省）	新規	山梨県 山口県	特別支援学校費におけるスクールバス運行経費の拡充	都道府県が実施する特別支援学校のスクールバス運行事業について、所有・委託台数等に応じた密度補正を新設すること。	以下の理由により採用しない。 スクールバス運行事業に係る経費については、単位費用において適切に措置している。 特別支援学校におけるスクールバス運行事業は、多くの学校において標準的に実施されており、測定単位である学級数と十分に相関のある財政需要であることから、算定の簡素化の観点も踏まえ、密度補正を講じていないものである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[その他の教育費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
12	（省）	継続	大阪府 沖縄県	教育費の財政負担に係る地域間の格差是正について	高等学校等奨学のための給付金について、本県のように給付対象者が多い自治体においては、交付税算入額と実際の財政負担に相当な乖離が生じている。義務的経費であり、教育費の地域偏在を解消するため、給付金に係る財政負担については、補正係数を新設するなど適切に基準財政需要額に算入していただきたい。	以下の理由により採用しない。 高校生等の奨学のための給付金については、国の予算措置の状況を踏まえ、所要の経費を単位費用に算入している。 当該給付金については、測定単位である人口と十分に相関のある財政需要であることから、算定の簡素化の観点も踏まえ、密度補正措置を講じていないものである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[衛生費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
13	（省）	継続	岩手県 茨城県 新潟県 高知県 宮崎県	地域医療介護総合確保基金 における医師偏在の状況そ 他の地域の実情を勘案し た算定	地域医療介護総合確保基金（医療 分）の地方負担分について、医師偏在 等の状況を踏まえ、医師偏在指標を用 いた密度補正などの補正措置を行うこ と。	以下の理由により採用しないが、引き 続き検討する。 医師偏在指標等を用いた密度補正など の新設については、指標の公信力や地域 医療介護総合確保基金（医療分）の地方 負担分との相関について課題があるた め、現時点においては採用しない。地域 医療介護総合確保基金（医療分）の配分 状況等を踏まえ、新たな指標の活用可能 性について引き続き検討を行っていく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[衛生費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
14	(省)	新規	宮城県	地域医療介護総合確保基金のうちハード事業に係る算定方法の変更	地域医療介護総合確保基金のうちハード事業分については、年度間の事業費の差が大きいため、単位費用計上から補正係数による算定に変更すること。	以下の理由により採用しない。 地域医療介護総合確保基金（医療分）積立額については、単位費用において所要額を適切に算入している。 内示額（国費負担分）の基礎となる基金事業計画は、各団体の裁量により作成されるものであり、個別の団体の事業量に応じた措置を行うことは適切ではない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[衛生費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
15	(省)	新規	京都府 奈良県	都道府県立大学附属病院の 運営経費に係る算定方法の 見直し	都道府県立大学附属病院について、 救急医療、災害医療の提供といった公 的医療機関としての役割を果たして おり、地域医療提供の公共性において 差異はないことから、補正係数の割 落とをなくすこと。	一部採用する。 近年の公立大学附属病院の経営や 繰出の実態を踏まえ、措置率を 引き上げることとする。
16	(省)	継続	大阪府	都道府県立病院会計への繰 出金等のうち、高度医療に 係る経費の単位費用の見 直し	都道府県立病院会計への繰出金等 のうち、高度医療に要する経費が 適切に基準財政需要額に算入され るよう、密度補正係数を追加され たい。	以下の理由により採用しない。 高度医療に要する経費に係る繰出 金については、密度補正単価にお いて所要額を適切に算入している。 また、新たな密度補正措置につ いては、算定の簡素化の観点から 慎重に対応する必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[衛生費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
17	(省)	継続	兵庫県 奈良県 広島県	公立病院の施設整備に係る 単価の見直し	近年、建築資材や労務単価等の上昇により、急激に建築単価が上昇している中、来年度においてもさらなる建築単価の上限の引き上げを行うこと。	採用する。 最近の公的病院の建築単価の上昇等を踏まえ、交付税措置の対象となる建築単価の上限を引き上げることとする。
18	(省)	継続	奈良県	密度補正Ⅰ（人口密度の大小による保健所数の逓増を勘案）の廃止	保健所数と人口密度の間に、相関関係が全く見受けられず、また算定の簡素化の観点からも、密度補正を廃止すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 標準団体当たりの保健所数は人口密度と反比例の関係にあることから、人口密度の大小による保健所数の逓増、逓減を勘案して算定することとしている。 一方で、算定の簡素化の観点もあることから、今後とも、保健所数、人口及び面積の関係性について検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[衛生費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
19	（省）	新規	大分県	都道府県立病院会計への繰出金等（精神医療）に係る密度補正係数の見直し	精神病院について病床数あたりの密度補正単価の見直すとともに、各都道府県の精神医療センター数に応じて密度補正を講じること。	以下の理由により採用しない。 精神医療の実施に要する経費については、繰出基準に基づき、精神病床の数に応じて密度補正を講じており、適切に算入している。 また、新たな密度補正措置については、算定の簡素化の観点から慎重に対応する必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[こども子育て費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
20	（省）	新規	北海道 青森県	人口に占める18歳以下人口の割合が小さい団体に配慮した経常態容補正の継続	人口に占める18歳以下人口の割合が小さい団体においても、国と連携してこども子育て政策に積極的に取り組む必要があることから、こうした団体のかかり増し経費等も踏まえ、経常態容補正における割増係数を継続いただきたい。	採用する。 人口に占める18歳以下人口の割合が小さい団体においてもこども・子育て政策に係る取組を着実に実施することができるよう、経常態容補正を令和7年度算定も引き続き講じることとしている。 当該補正措置のあり方については、今後、こども・子育て政策の動向や各地方団体におけるこども・子育て政策に係る財政需要を踏まえ適切に検討する。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[こども子育て費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
21	（省）	新規	鹿児島県	こども子育て費における18歳以下人口の割合が小さい団体に配慮した経常態容補正の見直し	こども子育て費の創設に伴い新たに設けられた経常態容補正係数について、見直し（段階的な縮減）を行っていただきたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 人口に占める18歳以下人口の割合が小さい団体においてもこども・子育て政策に係る取組を着実に実施することができるよう、経常態容補正を令和7年度算定も引き続き講じることとしている。 当該補正措置のあり方については、今後、こども・子育て政策の動向や各地方団体におけるこども・子育て政策に係る財政需要を踏まえ適切に検討する。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[こども子育て費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
22	（省）	新規	埼玉県	児童心理司の追加的配置に係る所要額を密度補正対象に追加することについて	密度補正において、児童福祉司だけでなく、児童心理司の追加的配置に係る所要額も密度補正対象とすること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 児童福祉司については、その配置基準上、標準的な児童虐待相談対応件数を超える件数に応じた加配があることから、当該加配に要する経費について密度補正を講じている。児童心理司についても、国の予算措置状況等のほか、児童福祉司2人につき1人配置するという児童心理司の配置基準を踏まえ、所要の経費を適切に算入しており、都道府県分は単位費用において算定している。 また、新たな密度補正措置については、算定の簡素化や財政需要の客観的・合理的な捕捉といった観点、今後の児童心理司の配置状況の実態等も踏まえ、慎重に検討していく必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[高齢者保健福祉費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
23	(省)	継続	石川県 山口県	高齢者保健福祉費（75歳以上人口分）における密度補正の見直し	団体ごとの後期高齢者医療に係る所要額が適切に捕捉されるよう後期高齢者医療給付費負担金等を用いるなど密度補正を見直しされたい。	以下の理由により採用しない。 地域間における医療費単価差の要因は様ではなく、標準的な財政需要を測定する基準財政需要額の算定に当たっては、各団体における給付実績額を採用することは適当ではない。
24	(省)	継続	鳥取県 山口県 徳島県 佐賀県	軽費老人ホーム事務費の需要の適切な反映	軽費老人ホーム運営に要する経費を適切に需要額に反映させるよう密度補正を行うこと。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 軽費老人ホームの運営に要する経費については、三位一体の改革により一般財源化されたことを踏まえ、必要経費を単位費用において適切に措置しているところ。当該経費について地域差が生じていることから、厚生労働省の調査結果も踏まえ、引き続き密度補正の指標となる公信力のある統計について検討する。

(様式 2)

地方交付税法第 17 条の 4 の規定に基づき提出された意見の処理方針 (案)

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[農業行政費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針 (案)
25	(省)	新規	新潟県	中山間地域等直接支払制度における普通交付税措置額の算定方法の改正	中山間地域等直接支払交付金に係る密度補正では、農地の地目 (田・畑・草地) ごとに一律の単価を用いているが、本交付金の制度と同様に各地目の傾斜区分ごとに異なる交付単価を用いていることを反映すること。	以下の理由により採用しない。 各地目の傾斜区分ごとの面積の使用については、基幹統計などの客観的な指標との整合性、関連性及び算定の簡素化という観点から、慎重に対応する必要がある。 なお、中山間地域等直接支払交付金については、負担額が普通交付税による算定額を上回る団体に対して、その一部を特別交付税により措置している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[商工行政費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
26	（省）	新規	沖縄県	離島等の地域特性を考慮した中小企業団体補助経費の適切な算入について	商工会、商工会議所の経営指導員等設置補助について、離島・へき地地域における設置に要する経費を適切に算入できるよう補正措置を講じること。	以下の理由により採用しない。 商工行政費における経営指導員に要する経費については、単位費用において適切に措置しており、令和7年度においては、小規模企業振興基本計画の見直しを踏まえ、単位費用を充実している。 また、へき地であることによる旅費等の一般行政経費の増加需要額についても、地域振興費のへき地補正において適切に措置している。

(様式 2)

地方交付税法第 17 条の 4 の規定に基づき提出された意見の処理方針 (案)

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[徴税費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針 (案)
27	(法) (省)	新規	鳥取県	税制改正に伴うシステム改修に要する経費	税制改正に伴い、例年多額のシステム改修経費が生じているが、実態を把握し適切に単位費用に反映していただくとともに、当該経費は団体規模に比例しないと考えられるため、段階補正等により小規模団体にも適切に算定すること。	一部採用する。 毎年度の税務基幹システムの改修に要する経費については、徴税費の単位費用において適切に計上している。 また、当該経費は必ずしも世帯数に比例しない経費であることを踏まえ、段階補正により、小規模団体においても適切な算定を行っている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[地域振興費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
28	(省)	継続	北海道	公共施設等の必要な修繕に要する経費の適切な算定	公共施設等の計画的な修繕経費について、引き続き公的固定資本減耗等を用いた算定方法を継続するとともに、必要となる費用の確保・充実を図ること。	採用する。 令和7年度においても、公共事業の執行や計画的な修繕等に支障が生じないように、当該補正を講じることとする。
29	(省)	継続	青森県	地域振興費における投資的経費に係る財政需要	地方公共団体ごとの投資的経費の必要度が適切に基準財政需要額に反映されるよう、公共投資依存度に係る算定を強化することにより、地域間格差の縮小に配慮されたい。	一部採用する。 令和7年度においても、公共事業の執行や計画的な修繕等に支障が生じないように、当該補正を講じることとする。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[地域振興費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
30	(省)	継続	岩手県	投資的経費における算定方法の見直し	社会資本整備が遅れている団体の投資的経費が的確に基準財政需要額に反映されるよう、投資的経費に係る算定方法を見直すこと。 (定数項3割及び上限3.0の廃止)	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 当該補正の算定方法については、各団体の投資的経費一般財源の決算の状況を踏まえ見直したものであり、今後の投資的経費一般財源の決算の状況により、必要に応じて見直しを検討する。
31	(省)	継続	鳥取県 島根県 高知県	投資的経費における財政措置	令和3年度算定において、定数項を導入したことにより基準財政需要額が減となった。 社会資本整備が遅れている団体の投資的経費が的確に基準財政需要額に反映されるよう、投資的経費にかかる算定方法を見直すこと。 (定数項の廃止)	以下の理由により採用しない。 当該補正については、各団体の投資的経費一般財源の決算の状況を踏まえ見直しており、団体の規模にかかわらず固定的に発生する経費を想定しているもの。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[地域振興費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
32	(省)	継続	島根県	投資的経費の算定に用いる 数値	投資的経費に係る算定方法について、基礎数値の更新による算定額への影響を緩和するため、算定に用いる数値を10年分から15年分へ見直すこと。	以下の理由により採用しない。 当該投資補正については、地方団体からの意見も踏まえ、令和2年度算定より基礎数値の急減又は急増による算定額への影響を低減させるため、過去5年分から10年分の数値を指標とする見直しを行ったところであり、これにより平準化がなされているものとする。
33	(省)	継続	山形県	数値急減補正の継続	数値急減補正の継続（激変緩和措置）	採用する。 人口急減補正については、令和2年国勢調査人口の結果を踏まえ、令和7年度算定においても引き続き適用する。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[地域振興費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
34	（省）	継続	徳島県	段階補正及び人口急減補正の存続及び適正水準の確保	段階補正係数と人口急減補正係数は、各地方団体の人口規模等による経費の差を調整するために不可欠な係数であり、その存続と係数の的確な算定による適正な水準を確保すること。	一部採用する。 段階補正について、人口一人当たりの経費は、一般的に人口が多い団体ほど割安に、人口が少ない団体ほど割高になることから、このような事情を適切に算定に反映することが必要と考えており、今後とも引き続き適正な係数の設定に努めてまいる。 また、人口が急激に減少した団体に対する激変緩和措置である人口急減補正については、引き続き措置を講じることとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[地域振興費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
35	(省)	継続	長崎県	離島や過疎地域など条件不利地域への適切な配慮について	離島や過疎地域など条件不利地域の状況に鑑み、離島やへき地にかかる財政需要について、適切に補正係数に反映すること。	一部採用する。 離島を有する都道府県における行政経費の増加需要については、現行のへき地補正において、離島において割高となる経費を踏まえ、補正係数を設定しているところであり、引き続き適正な係数の設定に努めてまいる。 なお、令和2年国勢調査人口への切替えに伴い、へき地補正の対象となる離島や離島以外のへき地における人口も減少することから、人口減少による補正率を導入し、激変緩和措置を講じている。
36	(省)	新規	鹿児島県	教職調整額の引上げに伴う補正係数（へき地補正）への適切な反映	教職調整額の引上げが行われる場合、普通態容補正Ⅱ（へき地補正）に適切に反映していただきたい。	採用する。 普通態容補正Ⅱ（へき地補正）において、教職調整額の引上げを反映することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[地域振興費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
37	(省)	継続	沖縄県	地域振興費における基地補正について	基地補正については、米軍施設・区域が極端に集中することによって生じる機会損失分を適切に反映させる仕組みの導入を検討するとともに、導入の目処が立つまでの間、従来単価を復活して適用していただきたい。	以下の理由により採用しない。 ご指摘の機会損失は、地方団体の財政需要ではなく、基準財政需要額に反映することは困難であり、また、機会損失に伴う税収入の減少については、基準財政収入額にすでに反映されている。 また、米軍人口に応じた算定については、平成28年度算定において、人口を測定単位とする費目（消防費、清掃費等）の単位費用を用いて米軍人口に乗ずる単価を見直したところであるが、当該算定は、米軍人口が国勢調査の対象外であるため、人口を測定単位とする費目に係る経費を算定しているものであることから、人口を測定単位とする費目の単位費用の動向を踏まえて単価を設定することが適切である。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[地域の元気創造事業費
人口減少等特別対策事業費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
38	（省）	継続	青森県	人口減少等特別対策事業費 における経常態容補正係数 Ⅱの条件不利地域等への割 増係数の継続について	条件不利地域や財政力の弱い団体 は、成果の実現に対して、より時間と 経費を要することから、経常態容補正 係数Ⅱにおける割増係数の継続を堅 持・強化されたい。	一部採用する。 人口減少等特別対策事業費の算定に当 たっては、引き続き条件不利地域への配 慮を行うこととしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[地域の元気創造事業費
人口減少等特別対策事業費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
39	（省）	継続	東京都	地域の元気創造事業費の適正な算定及び今後の取扱い	今後の更なる拡大については、地方交付税制度の趣旨も踏まえ、慎重に検討されたい。 算定の考え方についても、経常的経費削減率に大都市の事情が考慮されていない。	一部採用する。 地域の元気創造事業費については、その総額を前年度と同程度としたところ。本費目は行革により捻出した財源が地域経済活性化に要する経費に活用されていると考えられることから、その需要を算定するものである。 また、人件費を含む経常的経費の削減に関して、地方団体の裁量が働きにくい経費を客観的に区分することはできないため、これを除外するような算定は困難である。 なお、令和7年度算定においては、経常的経費削減率のウエイトを前年度から縮減したところ。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[地域の元気創造事業費
人口減少等特別対策事業費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
40	（省）	継続	東京都	人口減少等特別対策事業費 の適正な算定及び今後の取 扱い	今後の更なる拡大については、地方 交付税制度の趣旨も踏まえ、慎重に検 討されたい。 算定の考え方についても、各自治体 の人口減少等対策への取組状況や、地 域の実情に配慮した当該年度の財政需 要が公平に反映されていない。	以下の理由により採用しない。 人口減少等特別対策事業費について は、その総額を前年度と同程度としたと ころ。 取組の必要度分については、人口が減 少している団体ほど、より対策の必要性 が高いと考えられることから、人口増減 率の指標を用いて、現状において数値が 芳しくない団体の需要額を割増している ものである。 なお、人口が増えている場合や指標が 全国平均よりも良い団体においても、一 定の人口減少対策等の需要が想定される ため、当該団体の必要度分の係数がゼロ となることがないように係数の設定を 行っている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[地域の元気創造事業費
人口減少等特別対策事業費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
41	（省）	継続	福井県	人口減少等特別対策事業費 の補正係数について	経常態容補正係数のうち有効求人倍率を用いた指標について、倍率の高い団体の需要額の算定が不利にならないよう、補正係数の算定方法を見直されたい。	以下の理由により採用しない。 有効求人倍率は、その数値が芳しくない団体ほど、雇用機会創出などの対策の必要度が高いと考えられることから現在の算定方法としている。
42	（省）	継続	奈良県	経常態容補正係数等の算出 方法の見直し	障害者就業率の指標を加え、経常態容補正係数等の算出方法の見直しを検討されたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 障害者雇用に関する各種統計が厚生労働省から公表されているが、地域の元気創造事業費の算定に当たり、地域経済活性化の取組の成果の指標としてこれらの数値を用いることができるか、また、用いることが適当であるかどうかについては慎重な検討が必要である。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[地域デジタル社会推進費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
43	（省）	新規	愛知県	地域デジタル社会推進費における経常態容補正の指標の追加について	地域住民を主な対象とする取組に係る指標を用いた係数の算出方法について、外国人住民人口を指標に追加するよう見直しを行っていただきたい。	以下の理由により採用しない。 地域住民を主な対象とする取組に係る指標については、高齢者人口又は障害者人口の割合に応じて、住民デジタルリテラシーの向上等に要する経費が相対的に多く生じることが想定される点を踏まえて算定を行っているところ。 一方、外国人住民については、例えば、多言語への翻訳等の取組は、必ずしも外国人住民人口の割合に応じて経費が相対的に多く生じるとは考えられない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[地域デジタル社会推進費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
44	(省)	新規	京都府	地域企業を主な対象とする取組に係る補正係数の見直し	地域デジタル推進費の補正係数のうち、「地域企業を主な対象とする取組に係る指標を用いた係数」においては、中小企業数比率が用いられているが、特に小規模企業のデジタル化が進んでいないという現状を踏まえ、小規模企業数に特化した算定に見直されたい。	以下の理由により採用しない。 地域企業を主な対象とする取組に係る指標については、一次産業事業所数又は中小企業数の割合が相対的に高く、地域企業のデジタル化支援に要する経費が相対的に多く生じることが想定される点を踏まえて算定を行っているところ。 なお、政府として、デジタル田園都市国家構想総合戦略等において、小規模企業のみならず、中小企業のデジタル化の取り組みを進めていく方針としていることを踏まえ、引き続き中小企業比率を用いた算定を行う。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[公債費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
45	（省）	継続	栃木県 大阪府 岡山県	満期一括償還地方債に係る 算入方法の見直しについて	満期一括償還地方債の据置期間について、「満期一括償還地方債に係る積立ルール」と「交付税算入率」との整合を図ること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 満期一括償還地方債の取扱いについて、実質公債費比率においては、償還期間を通して計画的かつ平準的な積立を行う必要があるため据置期間を前提としない一方、地方財政計画の計上額及び基準財政需要額の算定においては、地方団体の据置期間の設定状況を踏まえて、当該期間が設定されているところ。 据置期間のあり方に関しては、地方団体の据置期間の設定状況等を引き続き精査していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[包括算定経費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
46	(省)	継続	秋田県 富山県	包括算定経費の算定に用いる耕地面積の見直し	包括算定経費の算定に用いる耕地面積について、より実態に即した項目として農業経営体の経営耕地の面積を用いて頂きたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 耕地面積の変更にあたっては、農業経営体による耕作の状況や財政需要との関係等について慎重な分析が必要であるため、引き続き検討していく。
47	(省)	継続	滋賀県	包括算定経費における種別補正係数の見直し	包括算定経費（面積）の種別補正において、湖沼は「その他の面積」として0.59の割落がかかっているが、現実には湖沼の環境・水質保全には多額の経費を要することから、実態に見合った種別補正係数に見直されたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 種別補正係数の見直しについては、湖沼に係る全国的な財政需要の状況、客観的な指標との関連性、算定の簡素化との整合性といった観点から、慎重な検討が必要である。 なお、特別交付税においては、琵琶湖をはじめ、湖沼水質保全特別措置法により指定された湖沼の水質保全に要する経費について、その5割を措置している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
48	(省)	継続	青森県 山形県	臨時財政対策債発行可能額の算出方法（財源不足額基礎方式）における財政力による補正	臨時財政対策債の配分に当たっては、引き続き財政力の弱い地方公共団体に配慮されたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 令和7年度においては、一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を1.1兆円上回る63.8兆円を確保し、地方交付税総額について、前年度を0.3兆円上回る19.0兆円を確保するとともに、臨時財政対策債の新規発行をゼロとした。
49	(省)	継続	茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 石川県 静岡県 愛知県 大阪府 島根県	臨時財政対策債発行可能額の算定方法の見直し	臨時財政対策債の発行可能額が財政力指数の高い団体に過度に傾斜した配分とならないよう、補正係数の平準化等をお願いしたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 令和7年度においては、一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を1.1兆円上回る63.8兆円を確保し、地方交付税総額について、前年度を0.3兆円上回る19.0兆円を確保するとともに、臨時財政対策債の新規発行をゼロとした。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
50	（省）	継続	愛知県	臨時財政対策債発行可能額の算出方式の見直しについて	臨時財政対策債発行可能額の算出方式について、現行の財源不足額を考慮した方式を基礎としつつ定額要素を追加するよう見直しを行っていただきたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 令和7年度においては、一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を1.1兆円上回る63.8兆円を確保し、地方交付税総額について、前年度を0.3兆円上回る19.0兆円を確保するとともに、臨時財政対策債の新規発行をゼロとした。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[収入]

[不動産取得税]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
51	（省）	継続	神奈川県	不動産取得税における基礎 数値の変更	不動産取得税について、基礎数値を 課税標準額から調定額（減額後）に変 更されたい。	以下の理由により採用しない。 不動産取得税の基準税額は、各地方団 体の標準的な収入額を合理的に測定する という基準財政収入額の算定の基本的な 考え方に沿って、各地方団体の課税標準 額に、一律の乗率を乗じることで、簡素 な算定を行っている。